

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 31 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 塚 剛

記

1 平成 30 年度第 1 期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
保育児童課	<p>補助金等について 補助金等が交付されている団体について、その補助金額を上回る繰越金が生じている団体が見受けられた。</p> <p>地方自治法第 232 条の 2 では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要性や公平性等を踏まえ、補助対象や金額が妥当であるかという点について適切に判断する必要がある。</p> <p>今回のような補助金額を上回る繰越金が生じている状況を看過していることは、本来補助金が交付される必要があるのか甚だ疑問である。</p> <p>繰越金の限度額を認める必要があるのであれば、補助の目的や対象、繰越金の取扱い等について、補助要綱等を規定</p>	<p>保育所保護者会補助金は、令和 2 年 4 月各保護者会に通知を行い、令和 3 年度廃止します。</p>	R2. 12. 11

	し、基準を明確にすべきである。		
--	-----------------	--	--

2 平成 30 年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
福祉課 (シルバー人材センター)	<p>補助金の経理について</p> <p>補助金の経理は、補助金交付規程により、補助事業に係る経費と他の経費を区分して経理する必要があるとされている。</p> <p>しかし、財務諸表のひとつである正味財産増減計算書において、補助対象経費がどのように支出されているのか記載されておらず、センターの全事業費における補助事業費の支出状況が把握できなかった。</p> <p>なお、センターでは、補助簿を作成して補助事業に係る経費と他の経費を区分して整理していた。</p> <p>補助対象事業を区分して経理することを求めている趣旨に鑑みると、補助対象経費が記載された正味財産増減計算書を作成することが望まれる。</p>	<p>令和元年度の補助金補助事業実績報告書より、補助金がどの科目に充当しているかわかるような正味財産増減計算書を作成し提出するようにしました。</p>	R2. 12. 15

3 令和 2 年度第 1 期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
管財課	<p>契約保証金免除理由及び随意契約締結理由について</p> <p>契約保証金の免除や随意契約を締結する際に、契約保証金免除や随意契約締結の理由として、契約規則や地方自治法施行令の条項のみ記載しているものが見受けられた。</p> <p>今後、契約事務においては、免除等の条項を適用した理由を明記するなど、適正な事務処</p>	<p>令和 2 年 11 月 27 日付で、各課長及び全職員に対し、「契約保証金免除理由及び随意契約締結理由について」を通知し、周知指導を行いました。履行状況について適宜確認していきます。</p>	R2. 11. 27

		<p>任者（課長）とで再確認し、記載の不備がないように努めるよう改め、課員に周知をしました。</p> <p>（市民課） ニモカカード受払報告書にて、訂正箇所（訂正印がない）のご指摘を受け、即日、指摘事項について対応完了しました。 今後については、適正に事務を処理します。</p> <p>（納税課） 受払報告書の記入漏れ3か所（使用者署名及び経路）の記入を行いました。 納税課内にて適正処理を行う旨の周知を行いました。</p>	<p>R3. 2. 18</p> <p>R3. 2. 18</p>
--	--	--	-----------------------------------